

□議員名：吉永 美子

1 環境問題について

論点	環境保全に向けて、本市独自の取り組みを聞く。
回答	環境展の開催、水辺の教室、幼稚園、保育園、小中高校との連携の中で、緑のカーテンの普及啓発、あるいは小学校へ出向いて出前講座を行うなど、啓発活動を中心に取り組んでいる。

論点	環境を守るためには、市民や事業所などの協力が必須であることから、協力依頼の状況を聞く。
回答	山口県が推進している「ぶちエコやまぐち～CO ₂ 削減県民運動」と連携をする中で、クールビズ、ウォームビズ、緑のカーテン、ノーマイカー、ライトダウンなど、年間を通じてCO ₂ 削減のための活動に協力をいただいている。

論点	環境展について、環境課だけではなく農林水産課も一緒になって取り組む考えはないか。
回答	環境展の場を利用して、森林環境税の意識啓発運動をするというのも大切かと思うので、そういった点も含め、環境展については、全面的に協力、連携しながら、させていただこうかと考えている。

論点	宇部市の「ごみ減量等優良事業所認定制度」のような取り組みをできないか。
回答	宇部市の取り組みは上手だなという印象を持った。本市でせっかく協力をいただいている事業所等についても支援というか、さらに市民にも関心を持っていただくということで、こういった表示というのは有効な方法であろうかと考えている。

論点	緑のカーテンについて、公共施設が取り組むことが大切なことから緑のカーテン写真展への参加状況を聞く。
回答	平成25年度が全体で33件あったが、そのうち公共施設は9件。平成26年度が24件のうち公共施設が7件、平成27年度が27

	件で公共施設が7件、平成28年度は30件のうち公共施設が14件、平成29年度は45件の提出中、公共施設が10件である。
--	---

論点	学校の緑のカーテンは環境学習や食育につながるものであり、以前、教育委員会から前向きな答弁を得ていたが、現在の状況を聞く。
回答	平成20年度に高千帆小学校から始まっている。今年度は8校が取り組んだ。実施しているところは着実に定着してきていると思う。これを、全ての学校ということになると、この辺はやはり学校の主体性の問題になる。

2 市営墓地について

論点	市営墓地利用者の利便性への配慮状況を聞く。
回答	利用者の方々の利便性を考慮する上で各区画の進入路整備などの抜本的な対策の検討も必要になるかもしれないが、当面はできるだけ利用いただけるように、草刈りや雑木の伐採、剪定といった管理を徹底し、利便性向上に向けた整理を重点的に行っていきたい。

論点	小野田霊園に来られた利用者が小野田斎場のトイレを借りられなくなることから、トイレ設置の考えを聞く。
回答	規模の問題というよりも、公平性を考えれば、より慎重に考える必要があると考えている。また、設置した後の清掃であるとか、維持管理等の問題もあるので、慎重に検討はさせていただきたいと考えている。

3 シティセールス推進について

論点	ふるさと大使の活用について、シティセールス推進指針で表面化されるものと期待していたところ、具体的手法にも上がっていない。
回答	県のふるさと大使は、本市出身3名の方々が登録をしているが、スマイルプランナーの登録の仕方と同時にこの辺をスマイルプランナーとして併用していくのか、あるいはスマイルプランナーと別にやっていくのか、目下前向きに検討中である。

論点	本市のファンをスマイルプランナーとして登録し、ファンとの協同
----	--------------------------------

	体制の整備を図るようだが、より多く登録してもらう手法を聞く。
回答	スマイルプランナーとは何か、登録すればどのようなメリットがあるのか等をわかりやすく、さまざまな機会を活用して繰り返し示していくことが必要である。今後、広報紙、ホームページ、フェイスブックを活用する中、関係部局とも調整し、市民等との意見交換等の場も活用しながら周知を図りたいと考えている。

論点	スマイルプランナー登録について、いかに子供を巻き込むかが大事だと思っている。教育委員会などへの投げかけは考えているか。
回答	若い方々が山陽小野田市のために誇りと愛着、自負心を持ってまちのために尽くしたいという、こういったものを持ってもらうことが非常に大切だと思っているので、教育委員会とも連携を図り、いろんな事業推進をできればと考えている。

論点	シティセールス推進指針でふれられていない、イメージキャラクターの設定とマスコットキャラクターの活用について考えを聞く。
回答	新たなイメージキャラクターの設定については、将来都市像のキャッチフレーズやPRロゴ等とのバランス、統一感等も考慮しながら検討する必要があると考えている。ねたろう君の着ぐるみについては、山陽総合事務所地域活性化室が管理をしているという状況で、管理体制をきちんと整備する必要があると考えている。

4 改正バリアフリー法成立による取り組みについて

論点	バリアフリー法が12年ぶりに改正された。今後、早急に国のガイドラインが掲示されると思うが、本市としてバリアフリーの取り組みをどのように前進させる予定かを聞く。
回答	今回の法改正により、福祉分野のほか、建築や公共交通など多くの分野にまたがって適用されることになる。しかしながら、施行期日がまだ決まっていないし、国からの詳細な通知もない状況である。当面、国や県の動向を踏まえながら、主体的な取り組みについて関係部局と連携し、検討していきたい。